

地 域 再 生 計 画

- 1 地域再生計画の名称
自然交流ネットワークづくり
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
福岡県、糸島市
- 3 地域再生計画の区域
糸島市の一部の区域（旧二丈町）
- 4 地域再生計画の目標

○ 地域概況

糸島市旧二丈町の区域は、福岡市と佐賀県唐津市の中間に位置し、東部は糸島市旧前原市、南部は脊振山系を経て佐賀県唐津市（旧浜玉町と旧七山村）と隣接し、北部と西部に玄界灘が広がる自然環境に恵まれた町であり、面積は57.07km²である。脊振山系には、二丈岳、浮嶽、十坊山などの豊かな自然環境を持つ緑の山並みが続き、脊振雷山県立自然公園に指定されている。また、玄海国定公園に指定されている海岸線は、九州で唯一とされる姉子の鳴き砂をはじめとする砂浜や磯、岬、入江などが複雑に入り組み、防風林、防砂林の役割をなす松原が緑豊かな景観を生み出している。

この脊振山系の山林と玄界灘の海岸線の間広がる平坦地に、市街地や集落が形成され、農地も広がっている。

糸島市旧二丈町の区域で策定された第4次二丈町長期総合計画では、①自然環境を育む快適な生活づくり ②健康な毎日と安心できる福祉づくり ③特性を活かした活気あふれる産業づくり ④生涯学習で郷土を愛する人づくり ⑤町民と行政がひとつになったまちづくり の5つの施策の柱を掲げ、二丈町の将来像である『G・E・N・K・Iで笑顔のある協働の夢タウンにしよう』の実現に取り組んでいる。また、この基本計画に基づき地域道路整備計画や市町村森林整備計画を策定し、車両や歩行者の安全確保も含め、交通の利便性を活かした定住基盤と自然環境の整備を進めていくことを掲げている。

一方、豊かな自然環境や生活環境を背景として農林水産業を基幹産業

として発展してきた本町での林野関連では、木材価格の低迷を背景に担い手不足が進み、間伐、除伐等の山林の保育作業が十分に行われず、山林の荒廃が進んでいる。林業の振興と山林の公益的機能の維持が危惧される状況で、産業と自然環境との両面において課題を抱えている。

このような課題を解決するため、市道と林道を一体的に整備することにより、平成7年度に開通した森林基幹道雷山浮嶽線への接続、同時に建設された二丈森林公園「真名子木の香ランド」、「樋ノロハイランド」を核に自然とふれあい、多様な経験ができる交流の場づくりを目指す。また、優良山林において利用間伐材の施業の円滑化と林業振興を図るとともに、子ども達が森林とのふれあい体験できる環境づくりを進めていくことで、交流の場を再生する。

○ 地域再生基盤強化の目標

(目標1) 市道整備により、県道波呂神在線から深江地域までのアクセス改善 (所要時間 16%短縮)

(目標2) 市道整備により、接触事故等の防止
(年間平均事故件数 3件 → 0件)

(目標3) 林道整備により、間伐作業の拡充 (0ha → 64ha)

(目標4) 林道整備により、深江地域から二丈森林公園「真名子木の香ランド」までのアクセス改善 (所要時間 50%短縮)

(目標5) 林道整備により、キャンプ場利用客の増員
(年間平均 4,900人 → 5,390人 (10%増))

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

市道福永武線、林道一の原線の整備を進め、交通の安全性を高めるとともに、既設幹線道路と併せて、地域内の移動時間を短縮し、集落から二丈森林公園や山林へのアクセス短縮を図る。また、糸島市旧二丈町の区域の約57%を占める森林は、林産物の生産、国土の保全、水資源の涵養、自然・生活環境の保全等多面的な機能を有しており、これらの機能を十分発揮できる環境を整備する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 道整備交付金を活用する事業

整備箇所等については、別添整備箇所を示した図面による。

対象となる事業は、以下のとおり事業開始による手続き等を了している。

・市道：道路法に規定する市道に認定済み
福永武線 (平成8年6月)

・林道：森林法による福岡地域森林計画(平成17年4月策定)に
路線を記載
一の原線

[事業主体]

・林道 糸島市
・市道 糸島市

[施設の種類]

・林道
・市道

[事業区域]

・糸島市の旧二丈町の区域

[事業期間]

・林道 平成21年度～平成24年度
・市道 平成20年度～平成24年度

[整備量]

・林道 L= 3,048m
・市道 L= 1,300m

[事業費]

・総事業費 592,500 千円

(内訳)

・林道 32,500 千円 (うち交付金 10,833 千円)

- ・市道 560,000 千円（うち交付金 280,000 千円）

5-3 その他の事業

・森林ボランティア事業の推進

小中学生を中心に、二丈森林公園「真名子木の香ランド」にて間伐、植栽等の体験学習を行い、森林が持つさまざまな機能について学習する。

・「農地・水・環境保全向上対策事業」の取り組み

地域集落の状況は、少子高齢化、過疎化などの進行により集落機能の低下が心配され、後継者不足等で農地の耕作放棄地も増加している。一方、住民の価値観も多様化し、地域のまとまりも薄らいでいる中、ゆとりや安らぎが求められている。そこで、地域で農地・水・環境保全向上対策事業に取り組み、地域集落と農業の発展、農地を中心とした自然環境や景観の保全を地域集落全体の協働活動により実現し将来に継承する。また、この取り組みの計画策定や活動の中で、地域財産の再発見や集落の結束を図る。

・地域分権推進事業（元気づくり事業）の取り組み

これからのまちづくりは、「協働」をキーワードに、市民と行政が一体となって進めていくことがもっとも重要である。情報の共有はもちろん、市民の知恵・知識・経験などを結集し、一人ひとりがまちづくりを考え、参加することが欠かせない。そのため、市民の郷土愛を育みながら、協働意識の醸成と地域の活性化を図る。

6 計画期間

平成 20 年度～平成 24 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す数値目標の達成状況を調査する。また、必要に応じて事業内容の見直しを図るために、事業の評価、改善等の検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し